

デイサービスゆうなぎ 重要事項説明書

令和8年2月1日改訂 [第52版]



有限会社 ライフサポートながと

■ 介護予防認知症対応型・認知症対応型通所介護 ■

重要事項説明書

1. ご利用の事業所

事業所の名称	デイサービス ゆうなぎ
運営主体	有限会社 ライフサポートながと
代表者名	代表取締役 安藤 明子
事業所の所在地	長門市仙崎10040番地1
電話番号 / FAX番号	0837-26-5006 / 0837-26-5001
ホームページのURL	https://ls-nagato.jp/yu-nagi/
指定事業所番号	3591100064
事業所の管理者	有田 優子

2. 事業所の目的

介護予防認知症対応型・認知症対応型通所介護(以下「事業所」という)「デイサービス ゆうなぎ」が行う事業は、要支援状態または要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

3. 運営方針

認知症の状態にある利用者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な支援をする事により、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう援助を行います。

4. 職員の配置状況及び、利用定員

* 1日の利用定員 : 12名

職種	職員数		保有資格等
	常勤	非常勤	
管理者	1		准看護師1名
生活相談員	2	1	准看護師1名・介護福祉士2名
看護職員			
機能訓練指導員			
介護職員	1	4	介護福祉士3名

(R8年2月1日現在)

5. 営業日及び、サービス提供時間

* 営業日 : 毎週月曜日から土曜日まで

* サービス提供時間 : 午前9時30分から午後4時まで

(営業時間 : 午前9時から午後5時まで)

6. 通常の実施地域

実施地域は、長門市全域とします。

7. 利用対象者

認知症の診断を受け、要介護認定において「要支援1~2」または「要介護1~5」と認定された方。

(1) 現金による支払い

(2) 利用者指定口座からの口座振替

振替指定口座	引き落とし日
山口銀行	28日
J Aバンク	

(3) 指定口座への振込

振込指定口座	口座番号	口座名義
山口銀行 長門支店	(普) 6214723	有限会社 ライフサポートながと
J A山口県	(普) 0148159	

* 現金によるお支払いを受けたときは、利用者または利用者代理人に対し、その都度領収書を発行致します。その他の場合は翌月のご請求時にお渡しする『請求書 兼 領収書』により、領収済扱いとさせていただきます。

10. 当施設ご利用の際に留意頂く事項

- ご家族の方との連絡手段として「連絡帳」をご用意いたします。
- ご利用の際は、上履きが必要となります。

11. 協力医療機関

* 医療の必要が生じた場合、利用者の主治医または下記協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先へ連絡致します。

* 下記医療機関での治療等を義務づけるものではありません。

医療機関名	所在地	連絡先
岡田病院	長門市東深川 888	0837-23-0033
西村歯科医院	長門市仙崎 1087-66	0837-26-2200

12. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行います。万が一の事故に備え『介護保険・社会福祉事業者総合保険』に加入しており、また事故発生防止のための委員会及び、従業員に対する研修を定期的に行います。

13. 感染症及び食中毒対策

感染症及び食中毒防止に向けた取り組みを徹底する観点から『感染症及び食中毒の予防と蔓延防止に関する指針』を作成し、マニュアルを整備し、感染が疑われる場合や感染症発生時の対応を徹底して参ります。また、『感染症対策委員会』を半年に1回以上開催し、研修につきましても年に1回以上（新任者には入社時）実施しています。

14. 虐待及び拘束等の廃止

- (1) 利用者の生命または身体を保護する為「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束並びに利用者の行動制限をする行為は虐待にあたるものとし、原則禁止しています。
- (2) 身体拘束廃止及び虐待防止に向け指針を整備し『虐待及び拘束等廃止委員会』を定期的に（3カ月に1回、必要時は随時）開催し、職員に対しては、虐待防止及び身体拘束廃止、また、人権を尊重するケアの迎行を図る為、年に2回以上（新任者には入社時）職員研修を実施しています。

15. ハラスメント対策

- (1) ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。ハラスメントの無い安全・安心な環境にて質の高いケアを提供できるよう指針を作成し、施設長と管理者による相談窓口を設置しております。相談を受けた場合は事実関係を迅速かつ正確に確認し、確認できた場合、被害者に対する配慮の為の措置及び行為者に対する措置を講じ、再発防止に努めます。
- (2) 職員への身体的・精神的攻撃、または性的行為等のハラスメントが発生した場合、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築く為にもご協力をお願い致します。
- (3) 職員への金品のお心づけはお断り致します。また、金銭・貴重品等の管理にご協力下さい。

16. 非常災害時等の対策

- (1) 非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を整えるとともに、あらかじめとるべき措置について『ゆうなぎ防災マニュアル』を作成し、これにのっとり年2回以上利用者及び従業員等の訓練を行います。
- (2) 防災設備 …… スプリンクラー設備：あり、自動火災報知機：あり、誘導灯：あり
消火器：あり（5カ所）、パッケージ型消火設備：あり（2カ所）
- (3) セキュリティ対策として『セコム・ホームセキュリティ』の、防犯・火災監視・非常通報サービスに加入しています。

17. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施しておりません。

18. 苦情処理の体制

* 苦情解決の方法

- (1) 苦情の受付 … 苦情は面接・電話・書面（苦情受付箱）などにより、苦情受付担当者が随時受け付けます。また第三者委員に直接申し出る事もできます。
 - 苦情受付担当者 … デイサービス管理者：有田 優子（☎ 0837-26-5005）
 - 第三者委員 … 山根満広、岡村節子
- (2) 苦情受付の報告・確認 … 苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員に報告致します。第三者委員は内容を確認し、申出人に対し、報告を受けた旨を通知します。
 - 苦情解決責任者 … ゆうなぎ施設長：安藤 明子

